

令和 6 年能登半島地震の教訓を踏まえた 厚生労働省の対応等について

令和7年3月5日（水）
厚生労働省大臣官房厚生科学課
災害等危機管理対策室

厚生労働分野における1年の取組と今後の対応方針

【成果】

- 発災初期より、全国から保健医療福祉活動に係る支援チームが派遣され、県、市町や避難所等で活躍。
- また、復旧・復興期にかけて、雇用調整助成金等の雇用対策や地域福祉推進支援臨時特例交付金による住宅支援等を実施。

【今後の課題と対応方針】

- 災害関連死の防止に向けた取組や施設復旧に向けた支援、ハローワーク等による雇用対策等を通じ、被災地の復旧・復興を全力で後押ししていく。

1年の成果等

生活再建= 生

なりわい再建= な

生 被災者の命・健康を守るための取組

【応急対策期】

- ◆ 被災地における保健医療福祉活動を支援するため、全国からDMAT、DHEAT、DWAT等の支援チームが派遣され、県、市町、保健所や避難所等で活動。
- ◆ 医療コンテナやモバイルファーマシーを活用した医療的支援。
- ◆ 医療機関等に対する医薬品等の供給やプッシュ型支援の枠組みにより紙おむつや生理用品等の衛生用品等の支援を実施。
- ◆ 災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等を活用した避難所支援を実施。



【DMATの活動の様子】

【復旧・復興期】

- ◆ 保健師等による巡回訪問や、仮設住宅入居者等に対して個別訪問等を行い、見守りや日常生活上の相談支援を行った上で各専門相談機関へつなぐ取組を実施。
【被災者見守り・相談支援等事業の実績（1月～10月）】：支援件数（累計）：67,521件
- ◆ 被災者の心のケアのため、「石川こころのケアセンター」を設置し、電話相談に加え、能登地域6市町において仮設住宅等への訪問支援等を実施。
【石川こころのケアセンターの活動実績（総数）（令和6年11月末時点）】：電話相談：734件 訪問支援：633件



【こころのケアセンターの活動の様子】

生 施設復旧に向けた支援

- ◆ 激甚災害の指定に伴う、施設復旧に係る補助基準額の上限撤廃や補助率の引上げ等の特例措置。
- ◆ 被災状況
 - ・（高齢者施設）被災：能登地域6市町の28施設
→復旧済：16施設
→残り12施設中4施設において再開の方向で検討中。
 - ・（障害福祉施設）被災：能登地域6市町の46施設
→復旧済：37施設
→残り9施設中4施設において再開の方向で検討中。
- ※医療施設については能登北部・中部の13病院中、12病院が既に診療再開済み。



【介護施設の復旧の様子】

生 住宅支援

- ◆ 地域福祉推進支援臨時特例交付金（※）の創設
※ 能登地域6市町（珠洲市、能登町、輪島市、穴水町、志賀町、七尾市）において、地震により住宅が半壊以上の被災をした高齢者等がいる世帯に対して、住宅再建支援等に係る給付金を支給。
【支給実績】（令和6年12月16日時点の速報値）：計14,846件
（内訳：家財11,902件、自動車2,202件、住宅再建742件）85億円

な 雇用・労働に対する対応

- ◆ 地域の雇用対策等
 - ・雇用調整助成金の特例措置
※支給実績（令和6年11月末時点、石川県）：30.8億円
 - ・雇用保険の失業手当の特例措置の実施
 - ・能登北部地域のハローワークにおいては、石川県と信用金庫と連携し、求人を積極的に開拓。
- ◆ 復旧・復興工事における労働者の安全衛生確保
- ◆ 「生活衛生関係営業令和6年能登半島地震特別貸付」の創設



【企業説明会の様子】

今後の課題と対応方針

生 被災者の命・健康を守るための取組

- ◆ 被災者・見守り相談支援等事業を継続して実施。
- ◆ 心のケアについて、令和7年1月以降能登半島北部に新たな拠点を設置し、仮設住宅等への訪問支援等の充実を図る。
- ◆ 仮設住宅の高齢者等への相談支援や食事・入浴等を提供するサポート拠点6箇所について、順次整備に着手し、うち1箇所は令和7年1月に開業予定。残りの5箇所は令和7年4月以降順次開業予定。

生 施設復旧に向けた支援

【介護・障害福祉】

- ◆ 豪雨災害により被災した施設等の復旧費の追加計上や、豪雨災害については災害査定の一體的な実施についても検討。

【医療】

- ◆ 「奥能登公立4病院機能強化検討会」における議論を踏まえた、医療機関の取組支援

生 住宅支援

- ◆ 応急仮設住宅の集会所等で出張相談会を開催して、被災者に給付金の申請を促すなど、引き続き円滑な給付に取り組む。

な 雇用・労働に対する対応

- ◆ 労働局・ハローワークから、地域の経済団体等に加え、求人が未充足である石川県内企業に対しても、リーフレットを用いて、在籍型出向の人材受け入れ協力呼びかけを幅広く実施。
- ◆ 能登半島地震等に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により人材を確保する場合に、出向元事業主及び出向先事業主に対して、出向期間中の賃金に要する経費の一部を助成。
- ◆ 雇用調整助成金について、能登地震・豪雨災害の対応として、能登地域において、令和7年1月以降、現在の特例措置と同様の休業支援を1年間受けられる措置を講じる。

能登半島地震での保健・医療・福祉支援活動に係る課題

- 能登半島地震において、被災地における保健医療福祉活動を支援するため、全国から支援チーム(※)が派遣され、県、市町、保健所や 避難所等で活躍。 ※DMAT, DPAT, JMAT, DHEAT, JRAT, JDA-DAT, DWAT等
- 一方で、①司令塔機能の強化、②関係者間の情報共有の方法、③（避難所に限らず）地域全体における要配慮者への見守り体制、④初動期における支援チームの活動体制について課題が見られた。

① 保健医療福祉調整本部の司令塔機能	
<取組内容> ○1月4日に石川県保健福祉調整本部が設置。 ○同本部において、関係機関との連携、情報収集・分析、保健医療活動チームの派遣調整等を一元的に実施。	<好事例及び課題> ○発災直後より効率的に保健医療福祉活動を行うため、より迅速な保健医療福祉調整本部の立ち上げが必要。 ○早期の指揮命令系統の確立。
② 関係者間の情報共有	
<取組内容> ○DMATや保健師等が入力した避難所情報を、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）で集約。 ○本部会議において各支援活動の状況や課題等を共有。	<好事例及び課題> ○D24Hで集約した情報を、避難所の衛生環境改善、感染症対策等に活用。 ○一方、D24Hのマニュアルが未整備であり、情報の入力・集約が円滑にならなかった。
③ 要配慮者等への見守り・相談支援	
<取組内容> ○在宅や仮設住宅等の被災者に対し、保健師等が個別訪問を実施したほか、避難所等の被災者に対し、DWATが相談支援等を実施。 ○保健師等やDWATが把握した情報を踏まえ、被災高齢者等把握事業や仮設住宅入居者等への被災者見守り・相談支援等事業を実施。	<好事例及び課題> ○避難所外の被災者に対する見守り支援の強化やフェーズの移行に応じた中長期的な見守り体制の検討。
④ 初動期における支援チームの活動体制	
<取組内容> ○発災直後においてはDMAT調整本部の下、DMATが病院支援等を実施。 ○順次各支援チームが、被災自治体や避難所、被災施設等に対する支援を実施。	<好事例及び課題> ○DMATが要配慮者等の二次避難のため、既存の業務を超えて、搬送支援や搬送調整を実施。 ○DWATは全都道府県から派遣するなど初の本格稼働となった。他方で、在宅避難者など被災地で増大した福祉ニーズに対応するため、福祉的支援の強化が課題。 ○DHEATは被災地のニーズを踏まえて派遣を行った。他方で、数多くの自治体が交代で支援を行ったため、連絡・連携体制の強化が課題。 ○支援者の活動環境の確保が課題。

【参考】災害時に活動する主な保健・医療・福祉支援チーム

チーム・団体		活動概要	能登半島地震における活動実績(累計)
医療	DMAT(災害派遣医療チーム)	医療機関等での医療活動等を支援	活動隊数:1,139チーム
	DPAT(災害派遣精神医療チーム)	避難所等での精神科医療・心のケア等を支援	活動隊数:213チーム
	JMAT(日本医師会災害医療チーム)	医療機関、避難所等での医療活動等を支援	活動隊数:1,097チーム
	日赤救護班	避難所等での医療活動等を支援	活動隊数:489チーム
	災害支援ナース(日本看護協会)	医療機関等での看護活動等を支援	活動人数:2,982名
	JDAT(日本災害歯科支援チーム)	避難所等での歯科保健医療活動等を支援	活動隊数:364チーム
	薬剤師チーム(日本薬剤師会)	避難所等での医療活動等を支援	活動人数:2,887名
	JRAT(日本災害リハビリテーション支援協会)	避難所等での高齢者等に対するリハビリテーション等を支援	活動隊数:974チーム
保健	DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)	都道府県や保健所等での保健行政・保健活動等を支援	派遣調整自治体数:34自治体(29都道府県・5指定都市)
	保健師等チーム	被災市区町村における避難所巡回等の保健活動等を支援	派遣調整自治体数:42都道府県
	DICT(日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム)	感染症対策の専門家チームが、避難所等での感染対策を支援	活動人数(実員):79名
	JDA-DAT(日本栄養士会災害支援チーム)	管理栄養士等のチームが、特殊栄養食品(※)を避難所等の要配慮者等に配布するとともに、被災者の栄養・食生活支援を実施 ※ アレルギー対応食や嚥下困難な方向けの軟らかい食事など	活動隊数:1,113チーム
福祉	DWAT(災害派遣福祉チーム)	避難所等での福祉ニーズの把握、相談支援等を実施	活動人数:1,500名

○災害から国民の命や健康を守るため、令和6年能登半島地震における災害対応を踏まえつつ、保健・医療・福祉等の各分野において、体制・連携面や施設等の耐災害性強化の防災・減災対策を実施。

保健医療福祉支援の体制・連携強化

【保健医療福祉支援活動の連携強化】

- ◆ 保健医療福祉活動チーム間の協働・連携の強化、初動対応の迅速化及び標準化を図るため、
 - ・保健医療福祉活動チーム等における平時からの研修・訓練の強化
 - ・保健・医療・福祉の関係団体を集めた連絡会議等を実施。

【情報収集体制の強化】

- ◆ 能登半島地震での教訓を踏まえ、
 - ◆ D24H（災害時保健医療福祉活動支援システム）について、在宅避難者の地域単位での把握等のためのシステム改修や、平時からの訓練の充実を実施。
 - ◆ 医療施設や社会福祉施設等の被害情報収集体制を強化するため、EMIS（広域災害医療情報システム）及び災害時情報共有システムの機能の拡充や平時での入力促進、有事の入力率向上を図る。

【保健医療福祉活動チームの体制整備・人材育成】

- ◆ 保健関係
 - ・ DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の研修内容の見直しや研修・訓練の実施体制の整備。
 - ・ DICT（災害時感染制御支援チーム）の派遣手続きや情報収集・分析等の体制整備及び研修等を実施。
- ◆ 医療関係
 - ・ DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、災害支援ナース等の研修実施体制の整備。
 - ・ JRAT（日本災害リハビリテーション支援協会）の体制整備や隊員の養成等を実施。
- ◆ 福祉関係
 - ・ DWAT（災害派遣福祉チーム）の活動範囲の見直しや初動を専門とするチームの募集・編成とともに、専用の研修等を実施。

医療・福祉関係施設・設備の防災・減災強化

【医療関係】

- ◆ 医療施設等の防災・減災対策の推進するため、耐震化に伴う改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等の対策を実施。
- ◆ 災害時等の医療確保のため、都道府県と災害拠点病院における医療コンテナの導入やドクターヘリの運航体制確保への支援を実施。

【福祉関係】

- ◆ 社会福祉施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化に伴う改修等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等の対策を実施。

災害時の保健医療福祉支援活動の連携強化

■防災基本計画等への位置づけの明確化

能登半島地震での教訓を踏まえ、災害時の保健医療福祉活動の連携強化を図るため、防災基本計画(政府)、厚生労働省防災業務計画等において、関係事項の明文化を図る。

【防災基本計画への記載内容(イメージ)】

(保健医療福祉活動チーム関係)

○都道府県は、平時より保健医療福祉活動を行うチームとの合同訓練、研修、会議の開催等により連携体制を構築し、災害時の保健医療福祉対策に係る関係者間の共通認識醸成に努める。

(D24Hの活用)

○国〔厚生労働省〕及び都道府県は、大規模災害時において、保健医療福祉調整本部及び保健所等による保健医療福祉活動の総合調整等を円滑に実施するため、災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)等のシステムにより、情報の連携、整理及び分析等を実施できる体制の整備に努めるものとする。

⇒上記を踏まえ、保健医療福祉活動支援チーム等の研修・訓練において、保健医療福祉調整本部の指揮調整業務(フェーズ別)、D24Hの活用等にかかる各種チーム共通の教材を作成

■災害時の保健医療福祉支援チームにおける活動財源の確保

保健医療福祉活動支援チームが、災害時に迅速に現地活動を行えるよう、災害救助費の支弁を明確化するとともに、平時からの訓練、災害時の本部機能等経費について財源の確保を図る。

■保健・医療・福祉関係団体との連携

保健医療福祉関係団体と定期的に会議を開催し、災害対応に係る各団体での取組状況の報告・共有等を行う。

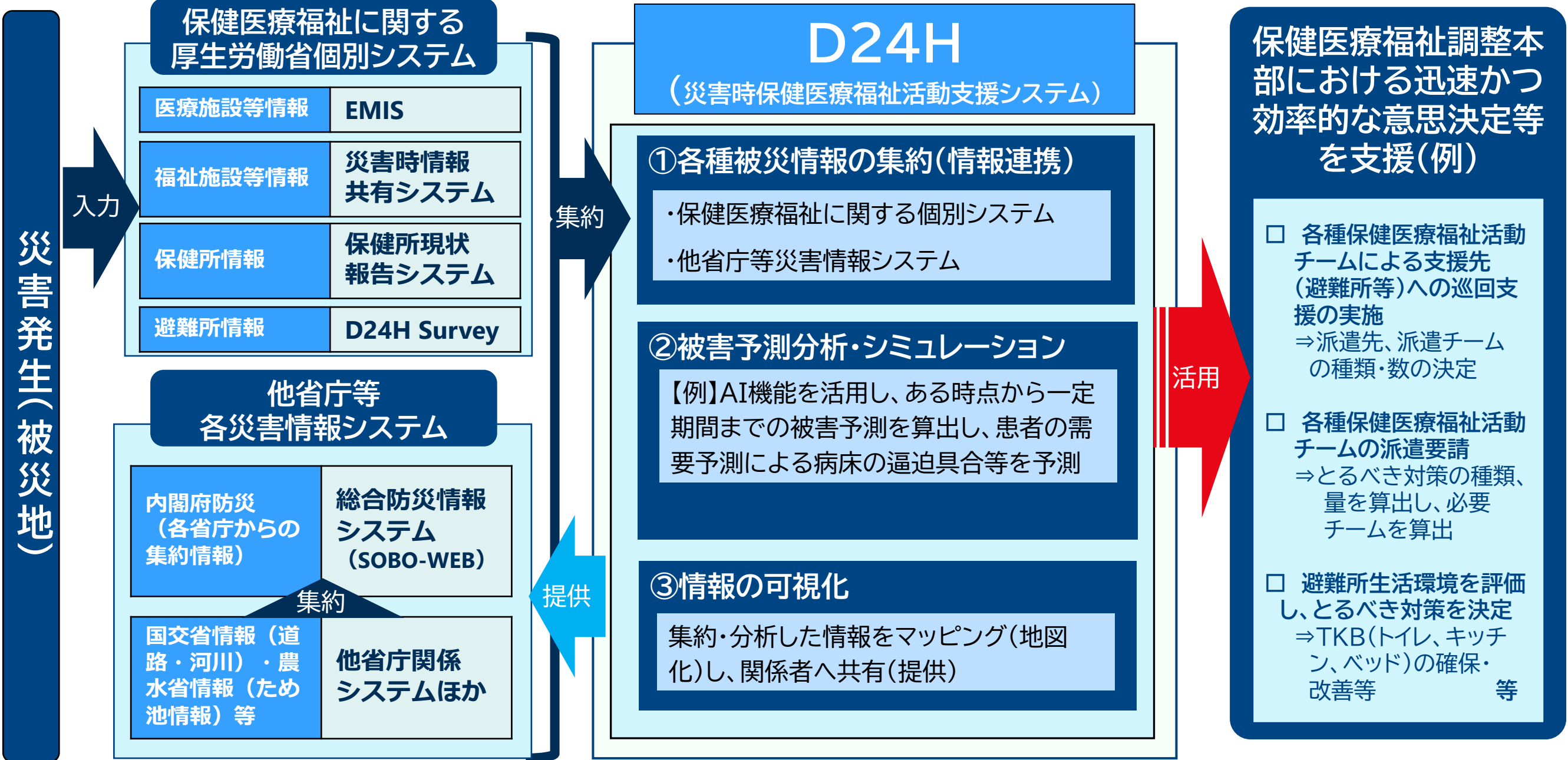
(参考)都道府県あてに示す予定の資料

都道府県保健医療福祉調整本部における指揮調整業務

区分	活動項目	フェーズ 0：初動体制の確立（概ね発災後24時間以内）			フェーズ 1： 緊急対応期 （概ね発災後72時間）	フェーズ 2： 応急対応期 （避難所対策が中心の期間）	フェーズ 3： 応急対応期 （避難所から仮設住宅入居まで）
		発災～3時間	3時間～12時間	12時間～24時間			
保健医療福祉調整本部における指揮調整業務	(1)保健医療福祉調整本部の立ち上げ 情報共有ラインの構築	保健医療福祉調整本部の立ち上げ ・ 定期的ミーティングの開始					
		情報ラインの構築	情報共有に係る連絡・調整				
		本庁各課・保健所・市町村との情報ラインの構築（連絡窓口の設置、リエゾン派遣を含む。） ・ 保健所との情報共有に係る連絡・調整（保健所から収集した情報の伝達 / 保健医療福祉調整本部の情報の保健所への提供）					
	(2)情報収集 情報整理・分析評価・対策の企画立案	県内全域の被災状況（人的・物的被害 / ライフライン / 道路交通状況等）に関する情報収集					
		保健医療福祉の状況に関する情報収集					
		保健医療福祉活動チーム等の活動状況に関する情報収集					
		保健所からの情報収集（被災地域の保健所管内の状況 / 被災地域の保健所の稼働状況 / 人的資源の充足状況等）					
		収集した情報の整理・分析評価（全体を俯瞰した優先課題の抽出） → 対策の企画立案（優先課題への資源の最適配分・不足資源の調達等に係る対策） ・ 次のフェーズを見通した対策の企画立案					
	(3)受援調整	都道府県内受援体制の構築（保健所間支援 / 職種別支援） ・ 都道府県内受援調整（保健所間支援 / 職種別支援）					
		保健医療福祉活動チーム受援体制の構築 （応援調整・受援調整窓口の設置）			受援調整（受付、リエゾン、担当エリア・業務割振り、連絡調整等） ※保健医療福祉活動チームに対する指揮調整を含む。		
	(4)対策会議の開催 （総合指揮調整）	DHEAT受援体制の構築 （応援調整・受援調整窓口の設置）			DHEATの受援調整・管理		
		統合指揮調整のための対策会議の設置 ・ 対策会議の開催（会議資料の作成/会議運営/会議録の作成）					
	(5)応援要請・ 資源調達	不足する人的物的資源の確保に係る調整（要請・配分等） ・ 専門機関への支援要請・専門的支援に係る連絡調整					
		国や専門機関の情報（通知・ツール等）の本庁各課・保健所への伝達 ・ 専門的支援に係る連絡調整					
	(6)広報・ 渉外業務	広報（住民への情報提供） / 相談窓口の設置					
		メディア・来訪者等への対応（現地ニーズと乖離のある支援者への対応）					
	(7)職員等の 安全確保・健康管理	労務管理体制の確立					
		職員健康管理体制の確立 ・ 職員の健康相談/ 健康管理に係る助言・啓発等					
		応援者の安全確保・健康管理 （応援者の健康相談/ 健康管理に係る助言・啓発等）					

災害時保健福祉医療活動支援システム(D24H)による災害時の支援(全体図)

- 災害における保健・医療・福祉に関する厚生労働省個別システム及び総合防災情報システム(SOBO-WEB)と情報連携し、保健・医療・福祉に関する情報と他省庁の情報(浸水域・道路啓開情報等の災害情報)を迅速・リアルタイムに集約。
 - 集約した情報を整理・分析するとともに、これらの情報を一元的に地図上で可視化可能。
- ⇒ 保健医療福祉調整本部における迅速かつ効果的な意思決定(保健医療福祉活動チームの派遣、物資支援等)を支援
- 令和7年度当初予算案:33.5百万円(基礎的運用)、令和6年度補正予算:17.2百万円(能登半島地震での教訓を踏まえたシステム改修)

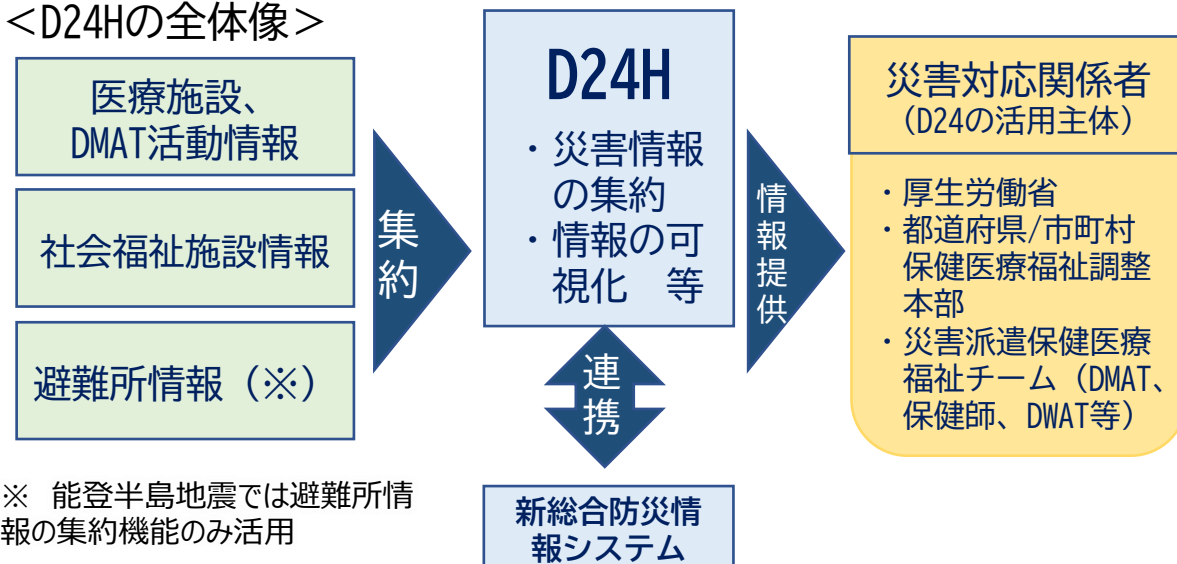


災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）の活用による避難所支援

取組概要

- 令和6年度より厚生労働省で本格運用することとしていた「災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）」について、令和6年1月1日の発災直後より、避難所状況の把握のため機能の一部を解放し、石川県保健医療福祉調整本部、保健所等で災害対応に活用。
- 避難所等で活動するDMATや保健師等がラピッドアセスメントシートの項目に沿って、避難所情報を入力し、関係者間でリアルタイムに共有することで、避難所の衛生環境改善の取組等に繋げた。

<D24Hの全体像>



※ 能登半島地震では避難所情報
の集約機能のみ活用

<D24Survey画面>

[illegible]

▲避難所等の情報について、最大避難所数約400件、情報入力・更新回数延べ4500件超。（R6.8.5時点）

<ラピッドアセスメントシート>

[illegible]

◀ラピッドアセスメントシート
(※)により継続的に避難所
環境の評価を実施。
※スフィア基準により作成。



▲集約した情報を地図化

災害診療記録／J-SPEED（ジェイ スピード）について

被災地に派遣されているDMAT等の医療チームが使用している、「①個々の患者の診療記録（災害診療記録※紙ベース）」及び「②チームの1日の診療内容をまとめて報告し、集計が可能となるデータベース（J-SPEED）」①は隊が頻繁に交代しても診療が継続できるよう標準化。②はスマホ等で簡易に入力可

※令和6年能登半島地震において事務連絡を発出し、関係者が医療支援においてJ-Speedを活用することを支援

図 1：災害診療記録

図 2：J-SPEED入力画面（i-phone）

災害診療記録2018

1頁/4頁

必須記載項目

初診日

西暦

年

月

日

初診医師氏名

患者氏名(カタカナ)

(漢字等)

氏名不詳なら個人特定に役立つ情報(居住された場所や状況等)を記載

性別: 男・女

年齢: 男・女

生年月日・年齢

西暦・明治・大正・昭和・平成

年

月

日

()歳

保険証情報

保険者番号:

記号:

番号:

[携帯]電話番号

住所

自宅: 干

状態: □健存 □半壊 □全壊

避難先1: □避難所名() □知人宅 □テント □車内 □その他

避難先2: □避難所名() □知人宅 □テント □車内 □その他

連絡先

□家族 □知人 □その他 □連絡先なし

職業

【録取事項等】

アレルギー

□緊急食物

【特記事項(常用薬等)】

□抗血小板薬

□抗凝固薬 □ワーファリン()

□糖尿病治療薬 □インスリン □経口薬 ()

□ステロイド()

□抗てんかん薬()

□その他()

□透析

□在宅酸素療法(HOT)

□災害時要配慮者: □高齢者 □障害者 □乳幼児 □妊婦 □日本語が不自由 □その他()

【要保護者】 □支援者のいない要配慮者等 該当状況: □身体的 □精神的 □社会的 □その他()

傷病名

開始

診療場所

所属・医師サイン

トリアージタグ

口赤

口黄

口緑

口黒

番号:

メディカル ID

14:21

4G

患者情報

2024/01/06

年齢

年齢区分

性別

Demographics

性別・受診区分

04.中等症（トリアージ黄色）以上

05.再診患者

Health Events

外傷・環境障害

06.頭頸・脊椎の重症外傷（PAT 赤）

07.体幹の重症外傷（PAT 赤）

08.四肢の重症外傷（PAT 赤）

09.中等症外傷（PAT 赤以外・入院必要）

10.軽症外傷（外来処置のみで加療可）

図3：J-SPEED 集計レポート



運用の流れ

①医師等が診療結果を紙の「災害診療記録」に記録

本部に持ち帰り、保管。次チーム等が閲覧

②ロジ係がスマホ等で日報をまとめて「J-SPEED」に入力

③本部等で集計データを分析・活用

多発する自然災害等の健康危機への対応強化に向けて －国立保健医療科学院の機能強化（案）－

養成訓練・調査研究の強化と有事における行政支援機能の拡充

- ・ 国立保健医療科学院（科学院）が有する多様な専門性、国・自治体との関係性、施設特性を効果的に活用・拡充し危機対応の強化に繋げる
- ・ 有事の対応・支援に備えて平時の調査研究・養成訓練体制を強化するとともに、危機対応の事後評価を通じた持続的な体制強化を図る

近年の災害・健康危機の動向を踏まえた実践的な研修の開発・提供

<平時> 実践的な機能別・職能別研修の開発・提供

- ・ 機能別：本部マネジメント、インテリジェンス（情報収集・分析と意思決定支援等）、コミュニケーション、ロジスティクス、安全・健康管理、など
- ・ 職能別：医師・歯科医師、保健師、管理栄養士、事務官など

<有事> 派遣時に知っておきたいスキルをタイムリーに提供

- ・ 支援活動従事者向けの迅速（ジャストインタイム）研修・教材の提供、など

※ジャストインタイム研修（Just in time training）：現場対応する人などにすぐに使える知識やスキルを提供する研修

行政支援機能の強化・拡充／厚労省被災時等に備えたバックアップ機能の整備

<平時> 即応態勢（レディネス）の確立に向けたエビデンスの整理

- ・ エビデンスの構築・整理、ガイドラインの作成による体制整備、災害関連死を防ぐ避難所・避難生活、仮設住宅等に資する研究・開発など
- ・ 科学院の職員・施設の体制整備・事前準備・訓練の実施

- ➡ ○ 緊急避難・隔離施設としての寄宿舍の活用
- 厚労本省が機能不全となった場合に補完・代替できるよう、バックアップ機能（施設・通信環境等）を整備

<有事> 厚労省・自治体支援／バックアップ施設として機能

- ・ 厚労省対策本部・保健医療福祉調整本部等のマネジメント支援（厚労本省併任・DHEAT先遣隊などによる職員派遣）
- ・ 避難所・在宅避難者等の生活環境・健康管理にかかる専門的支援、被災地での迅速調査の実施、など
- ・ 遠隔支援活動（インテリジェンス機能を中心に）

対応の評価・改善に向けた機能拡充

<平時> 訓練・演習の評価、記録の整理と情報発信

- ・ 国・自治体の訓練・演習の評価
- ・ 事後評価（アフターアクションレビュー）の標準手法・様式等の開発
- ・ 過去の健康危機に関する記録のアーカイビング
- ・ 災害・健康危機に関する定期的な情報発信（ニュースレターなど）

<有事> 対応の事後評価等の実施・支援

- ・ 初動期～緊急対策期：活動の記録と早期評価・中間評価の実施
- ・ 応急対策期：事後評価の実施・支援、改善計画の提案

災害薬事コーディネーターの活動要領について

- 「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」（令和4年7月22日付通知）において、災害薬事コーディネーターが、保健医療福祉調整本部を組織する構成員であることが示された。
- 災害薬事コーディネーターについて、その役割、活動内容等を明確化したものがなかったことから、「薬剤師・薬局における災害時等対応についての調査研究（令和3～5年度厚生労働科学研究事業）」や、能登半島地震における活動実態等を踏まえ、厚生労働省において、災害薬事コーディネーターの活動要領案を作成した。
- 本活動要領は、大規模災害時に、被災地域において適切に保健医療福祉活動の総合調整が行われるよう、災害薬事コーディネーターの運用、活動内容等について定めたものである。（3月公表予定）

活動要領の内容

第1 概要

- 1 背景
- 2 本要領の位置付け
- 3 用語の定義
- 4 災害薬事コーディネーターとは
- 5 運用の基本方針

第2 平常時の準備

- 1 運用に係る計画の策定
- 2 任命及び協定
- 3 災害薬事コーディネーターの業務
 - (1) 平常時の医療提供体制等を踏まえた、災害時における医療提供体制の構築
 - (2) 都道府県による関係学会、関係団体又は関係業者との連携の構築
- 4 研修、訓練等の実施

第3 災害時の活動

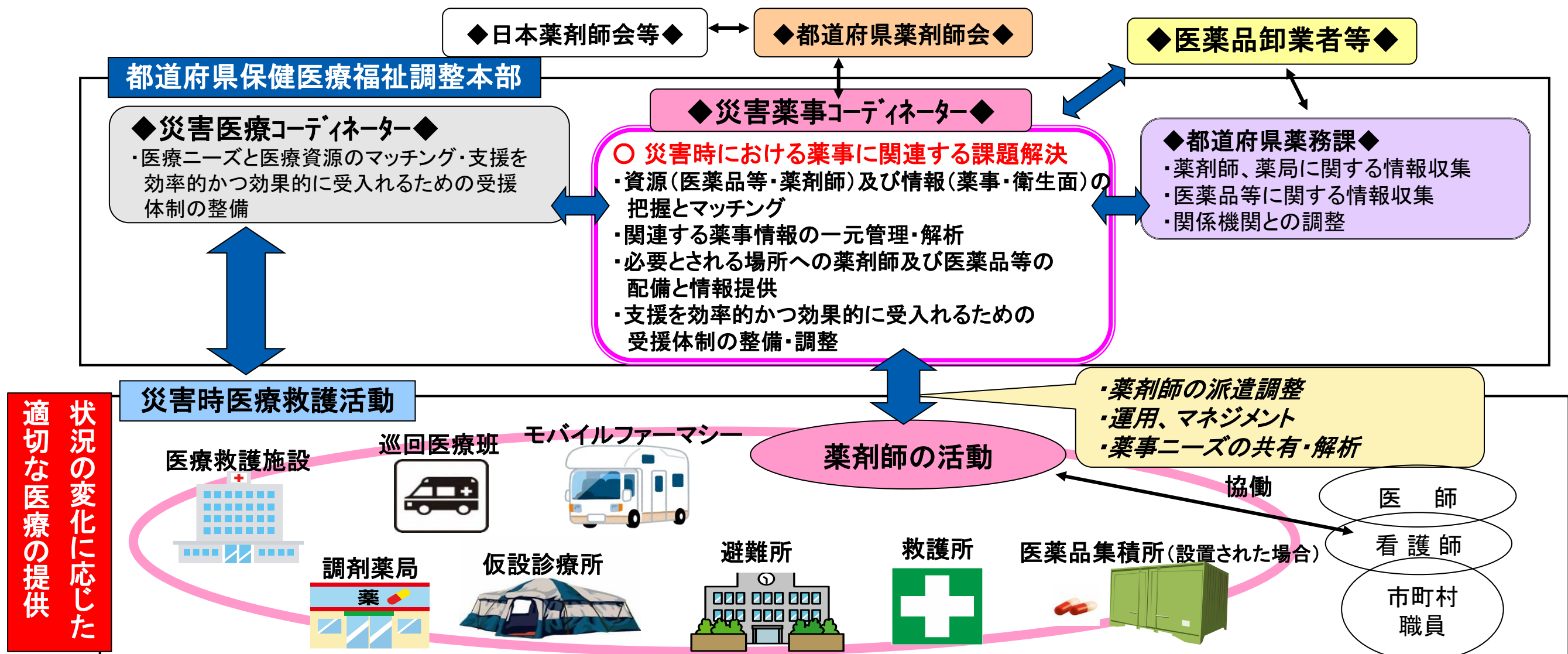
- 1 災害薬事コーディネーターの招集、配置、運用
被災都道府県は、都道府県災害対策本部の下に、保健医療調整本部を設置し、災害薬事コーディネーターを配置する。
- 2 災害薬事コーディネーターの業務
災害薬事コーディネーターは、以下の事項について、災害医療コーディネーター等とともに、助言及び調整の支援を行う。
 - (1) 組織体制の構築
 - (2) 被災情報等の収集、分析、対応策の立案
 - (3) 保健医療活動チームの派遣等の人的支援及び物的支援の調整
 - (4) 患者・医薬品等の搬送の調整
 - (5) 記録の作成及び保存並びに共有
- 3 災害薬事コーディネーターの活動の終了

第4 費用の支弁と補償

都道府県は、災害薬事コーディネーターとの事前の協定に基づいた費用支弁を行う

(参考) 災害薬事コーディネーター

- 災害薬事コーディネーターは、災害時に必要な医薬品等の供給管理や被災地の衛生管理を始めとする薬事に関連する課題の把握・解析・マッチング等を行い、解決を行うものとして都道府県から委嘱等されている。
- 主な活動内容は、①被災地における医薬品等ニーズ情報収集 ②医薬品等の供給管理 ③支援薬剤師の派遣調整・受入調整 等である。
- 主な活動場所は、都道府県庁（保健医療福祉調整本部）、保健所、都道府県薬剤師会本部・支部、市町村（救護所、避難所）等である。
- 都道府県の派遣要請等に基づき活動する。
- 厚生労働省は、災害時の薬剤師の体制整備について、「災害時における薬剤師の対応体制整備事業」や「厚生労働科学研究」等により、災害時に求められる薬剤師の役割や平時から必要となる準備等の明確化、当該内容を盛り込んだ災害対応マニュアルの改訂、災害薬事コーディネーター研修プログラムの立案等に向け、取組を進めている。



趣 旨

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容

①国による災害対応の強化

1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。



国による応援組織の例
(国土交通省TEC-FORCE)

2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置 ★内閣府設置法

②被災者支援の充実

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実

★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



車中泊への対応



高齢者等への対応

2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設

★災害対策基本法、災害救助法

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。



炊き出し



被災家屋の片付け

4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

③インフラ復旧・復興の迅速化

1) 水道復旧の迅速化 ★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。

2) 宅地の耐震化（液状化対策）の推進 ★災害対策基本法

3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例 ★大規模災害復興法



水道の復旧
(被災した浄水場)

施行期日：公布の日 及び 公布から起算して3月以内で政令で定める日（夏の出水期前の施行）

避難者に対する福祉的支援の充実

- 高齢者等の要配慮者である在宅避難者や車中泊避難者など多様な支援ニーズに対応するため、**災害救助法における救助の種類に「福祉サービス」を追加するとともに、福祉関係者との連携を強化。**
※ 全国社会福祉協議会や日本社会福祉士会等の福祉関係者や全国知事会等からも要望あり
- これまで、DWAT（災害派遣福祉チーム）による福祉的支援は避難所で行う旨規定されているが、**今般、在宅、車中泊で避難生活を送る要配慮者に対しても、福祉的支援を充実。**
※ 災害救助法や災害対策基本法の改正と、厚生労働省ガイドラインの改訂（DWATの活動範囲の拡大）にて対応予定

DWAT(災害派遣福祉チーム)



- ＜事務局＞
中央センター（現在は全国社会福祉協議会）・都道府県事務局
:DWATの全国派遣を調整
- ＜構成員＞
社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等
- ＜活動内容＞
被災要配慮者への相談支援、日常生活上の支援等

派遣、活動

	災害救助法	DWAT活動範囲
避難所	拡大	拡大
在宅・車中泊※		
	(法改正)	(ガイドライン改訂)

※現行制度においても、在宅等で避難する要配慮者に対し、被災者見守り・相談支援等事業による見守り等が行われている

（参考）災害救助法（昭和22年法律第118号）（抄）

（救助の種類等）

第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - 四 医療及び助産
 - 五 被災者の救出
 - 六 被災した住宅の応急修理
 - 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - 八 学用品の給与
 - 九 埋葬
 - 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
- 2～4 （略）

（参考）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（避難所における生活環境の整備等）

第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮）

第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

防災庁の設置に向けた今後の対応方針

- 世界有数の災害発生国である我が国において、人命最優先の『防災立国』を早急に実現し、国民の生命・身体・財産を災害から守り抜くため、防災業務の企画立案機能を抜本的に強化し、平時から不断に万全の備えを行う、「本気の事前防災」に徹底的に取り組むとともに、大規模災害時には政府の災害対応の司令塔機能を担うことのできる防災庁の設置を目指す。
- 政府として強化すべき防災施策の方向性等について御意見を頂くための有識者会議を開催するなど、防災庁設置に向けた検討をさらに加速化。

災害対応力の抜本的強化の方向性

- **本気の事前防災**
～防災業務の企画立案機能の抜本的強化～
- **災害事態対処、被災地の復旧・復興における司令塔機能の抜本的強化**

(重点的に取り組む事項)

- ▶ 被災者が安心して過ごせる避難生活環境・備蓄体制の抜本的改善
- ▶ 災害専門ボランティア等の育成強化、防災教育の充実など官民連携による災害対応力・地域防災力の強化
- ▶ 情報連携・共有強化などの防災DXのさらなる推進

※ その他、近年の災害において顕在化した課題や社会情勢等の変化を踏まえ、政府として防災機能を強化すべき事項

今後の進め方

○ 有識者会議の開催

近年激甚化・頻発化する災害や、今後差し迫る巨大災害に対し、政府として強化すべき防災施策の方向性と、そのために必要な組織体制の在り方等について、専門家（防災庁設置準備アドバイザー）から御意見を頂くため、有識者会議を開催。

※ 防災庁設置準備アドバイザー

防災関係各分野（事前防災、避難生活支援、官民連携、デジタル等）において高度かつ幅広い知見を有する専門家

<開催予定時期>

令和7年1月以降

スケジュール

令和6年度

- 11/1
防災庁設置準備室発足

● 12/20

防災立国推進閣僚会議

令和7年度

- R7.4～ 内閣府防災の体制強化（予算・人員）

● R7.1～ 有識者会議

令和8年度

令和8年度中 防災庁設置